

第37回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年9月14日
 告示番号 第9号
 会議年月日 令和3年9月17日
 会議の場所 川崎市民センター 研修室
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 藤 原 弘 子
 局長補佐 佐 藤 正 浩
 主任主事 阿 部 喜 昭

本日の案件 第37回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時50分

議	長	<p>本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第37回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、23番 三浦 善昭 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議	長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議	長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に5番 鈴木 勝 委員、6番 佐藤 徹 委員を指名いたします。 書記には、藤原補佐、阿部主任主事を指名いたします。</p>
議	長	<p>議案審議に入ります。 「報告第85号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。</p>
局	長	<p>報告第85号、専決処分の報告についてご説明いたします。 農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを</p>

報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和3年9月13日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第17号までの17件、17名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第85号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第85号の質疑を終わります。

次に、「報告第86号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

報告第86号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出ではありますが、記載の第1号から第8号までの8件、12筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土及

		び切土となっております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「報告第86号」の説明を終わります。
		ご質問ございませんか。
10番		現状変更届2番は、相続の3番の方と同じですが、現状変更届
佐藤 和威治 委員		を9月3日からの工期で受理したという説明でしたが、相続の専
		決が9月13日で、相続の届出が出る前に工期の設定を許可したと
		いうことでよろしいでしょうか。
局	長	現状変更届出の届出人は土地の所有者だけでなく、管理者等も
		できますので、この場合も届出が可能ということです。
議	長	よろしゅうございますか。
10番		そうすると、現状変更届出の2番は、届出人と所有者が違うと
佐藤 和威治 委員		いうことでしょうか。
局	長	現状変更届出は土地の所有者でなければならないということでは
		なく、実際に管理する方、相続人の方も含まれますが、届出する
		ことが可能です。
議	長	ほかにございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	報告第86号の質疑を終わります。
議	長	次に、「議案第269号 農地法第3条第1項の規定による許可
		申請に対する可否について」を上程いたします。
		局長より説明いたさせます。
局	長	議案第269号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対
		する可否について、議案の内容をご説明いたします。
		最初に関地域に係る申請1件でございます。
		第1号につきましては、譲受人は平成29年に本件農地と隣接する
		宅地及び住居を取得しておりましたが、農地の所有権移転につ
		いては、農地法3条の許可が条件となっていましたので仮登記で
		あったものです。
		今回の農地取得により、経営面積が10aを超えて下限面積の条
		件を満たし、今回の申請に至ったものです。
		取得した後は、転居して農地の管理をするとのことでありま
		す。
		次に、花泉地域に係る申請1件でございます。
		第2号については、譲渡人と譲受人は親子であり、農業後継者
		である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

次に、大東地域に係る申請1件でございます。

第3号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、川崎地域に係る申請1件でございます。

第4号については、貸付人が時効取得を理由として令和3年7月に登記した農地であります。

貸付人は経営移譲年金を受給しており、新規に農地の所有はできないため、後継者である借受人に使用貸借により貸し付けをするもので、貸借期間は記載のとおりです。

最後に、藤沢地域に係る申請2件でございます。

第5号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため貸貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第6号については、耕作の利便性を図るため、農地と山林を交換するものです。

以上6件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第269号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

8番
松岡 千賀子 委員

まず、一関地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年9月9日、木曜日、午前9時より行いました。

現地調査員、農業委員 私 松岡、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、阿部委員、事務局職員 千葉主査、千葉主事です。

報告内容、第1号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

18番
佐藤 多賀幸 委員

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日は令和3年9月9日、木曜日、午前9時30分より、
現地調査員は、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉 委員、及川委員、支所職員は後藤産業建設課主任、千葉産業建設課主査です。

報告内容、第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

5番
鈴木 勝 委員

大東地域の農地法第3条現地調査報告いたします。

現地調査日、令和3年9月9日、木曜日、午後1時30分より行
いました。

現地調査員は農業委員 私 鈴木、石川委員、農地利用最適化推
進委員 菅原委員、支所職員 小野寺産業建設課主事です。

報告内容、第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のと
おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率
的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ない
と思われま

す。

議 長

報告終わります。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

15番
遠藤 勝幸 委員

川崎地域、農地法第3条現地調査報告をします。

現地調査日、令和3年9月9日、木曜日、午前9時より行いま
した。

現地調査員、農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 小
野寺委員、今野委員、支所職員は坂本産業建設課課長補佐です。

報告内容、第4号について、別紙農地法第3条現地調査書のと
おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率
的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ない
と思われま

す。

議 長

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

19番 佐々木 栄一 委員		<p>藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和3年9月9日、木曜日、午前9時より、現地調査員は農業委員 私 佐々木、農地利用最適化推進委員 菅原委員、佐藤委員、支所職員は佐藤産業建設課主事です。</p> <p>報告内容、第5号から第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第269号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第269号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第270号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>議案第270号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。</p> <p>最初に、一関地域に係る申請4件です。</p> <p>第1号は、借受人が携帯電話基地局設置のための作業スペースとして利用するため一時転用申請するものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断しました。</p> <p>第2号は、譲受人が資材置き場として利用するため転用申請するものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断しました。</p> <p>第3号は、譲受人が介護施設を建設するため転用申請するもの</p>

議 長

8 番
松岡 千賀子 委員

です。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第4号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

第5号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、5件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第270号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告いたします。

現地調査日等は第3条と同じでございますので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、以下のとおり報告いたします。

第1号、申請人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業スペースとして一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われます。

第2号、申請人が自社の用に供する資材置き場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第3号、申請人が介護施設を整備する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第4号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

議 長 15番 遠藤 勝幸 委員	以上です。 ありがとうございました。 次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。 川崎地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。 調査日、調査員は第3条現地調査と同じですので割愛いたしま す。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った 結果、以下のとおり報告いたします。 第5号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併 浄化槽へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと 思われます。
議 長	以上です。 ありがとうございました。 以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。
議 長	(なしの声あり) 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第270号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に 対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
議 長	(挙手満場) 満場です。
議 長	よって、「議案第270号」を許可相当と決します。
局 長 補 佐	次に、「議案第271号 農地転用事業計画変更申請に対する意 見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 議案第271号 農地転用事業計画変更申請に対する意見につい て、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったの で、意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、花泉地域に係る1件です。 第1号は、令和3年8月26日付けで、事務所として利用するた めに一時転用許可を受けていましたが、事務所は既存の建物を借 用できることとなったため、駐車場としてのみ利用することに計 画変更するものです。

議	長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第271号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第271号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第271号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第272号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>議案第272号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。</p> <p>一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、貸借権設定が5件、所有権移転が3件、農地中間管理機構との貸借で、集団案件一括方式が2件です。</p> <p>初めに貸借権設定ですが、第1号から第5号までの5件は、大東地域に係る申請です。</p> <p>次に、所有権移転ですが、第1号は、花泉地域に係る申請です。</p> <p>第2号から第3号までの2件は、室根地域に係る申請です。</p> <p>次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。</p> <p>第1号は、一関地域に係る申請です。</p> <p>第2号は、藤沢地域に係る申請です。</p> <p>なお、第2号の藤沢地域の案件ですが、所有者と耕作者が同一人物ですが、基盤整備の条件として中間管理事業の利用が条件とされている場所です。そのため中間管理事業を利用するものです。</p> <p>以上、各申請の詳細については記載のとおりです。</p> <p>また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。</p>

議	長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第272号」の説明を終わります。</p> <p>なお、所有権移転第1号について、佐藤 均委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますのでこれを除き審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り採決してよろしいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第272号一関市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転第1号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第272号 一関市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転第1号を除き可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第272号」所有権移転第1号を審議いたします。</p> <p>佐藤 均 委員は退室願います。</p> <p>(午後2時22分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り採決してよいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第272号」所有権移転第1号を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第272号」所有権移転第1号を可と決します。</p> <p>佐藤 均 委員は入室願います。</p> <p>(午後2時23分 入室)</p>
議	長	<p>佐藤 均 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第272号 一関市農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転第1号は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、「議案第273号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>

局長補佐

議案第273号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借の移転が118件です。

第1号から第118号までの118件は、一関地域に係る申請です。

全て遊水地の貸借の更新に係るものでございます。

以上、申請の内容については記載のとおりです。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等審査の結果、十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第273号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第273号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

満場です。

よって、「議案第273号」を許可相当と決します。

議長

次に、「議案第274号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

議案第274号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は3件で、大東地域、東山地域、室根地域、各1件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

議 長	<p>以上で「議案第274号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連し、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。</p>
5番 鈴木 勝 委員	<p>最初に大東地域の担当委員の方、お願いいたします。 大東地域、農地法適用外の現地調査の報告をいたします。 調査日、調査員は第3条と同じですので省略いたします。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。 第1号、昭和50年頃から自宅進入路として使用しており、既に農地性は失われています。</p>
議 長	<p>以上です。 ありがとうございます。</p>
13番 鈴木 初男 委員	<p>次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。 東山地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。 現地調査日、令和3年9月9日、木曜日、午前9時30分より、 現地調査員、農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、菅原委員、支所職員 中舘産業建設課農林係長。</p>
議 長	<p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p>
17番 藤原 美喜男 委員	<p>第2号、平成10年頃から自宅進入路及び駐車場として利用していたものであり、既に農地性は失われています。 以上です。 ありがとうございます。 次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。 室根地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。 現地調査日、令和3年9月9日、木曜日、午後1時30分より行いました。</p>
議 長	<p>現地調査員は、農業委員 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 熊谷委員、支所職員は小原産業建設課主任技師です。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。 第3号、昭和39年以前より祠の敷地として利用しており、既に農地性は失われております。</p>
議 長	<p>以上でございます。 ありがとうございます。</p>

21番
畠山 潔 委員

以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。

2番について、宅地の進入路ということでございますが、所有者の住所が一関地内、申請地が東山地内で、自宅を2つ持っているということでしょうか。

議 長

もう1点、申請地は道路に隣接していますが、図面を見ると駐車場だけのようにも見えますがいかがでしょうか。

私の地元ですのでお答えをしたいと思います。

この方は一関地内に新居を構えて、生活しております。

休日などに、東山に来て、草むしりなどの管理をしているようです。

それから、この土地は宅地と畑が接しており、昔の歩く時代の進入路だったのですが、車社会になり狭くなったため、畑に盛り土をして利用していたということでございます。

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第274号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第274号」を可と決します。

議 長

以上で議案審議が終了いたしました。

第37回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後2時35分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員